

新潟火力発電所敷地内に設置する緊急設置電源
運転開始後の環境監視結果について
(平成 26 年度下期実績)

平成 27 年 4 月

東北電力株式会社

1. はじめに

当社は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災した自社の発電設備の電気供給力を補うために、災害復旧の事業として新潟火力発電所の敷地内にガスタービン発電設備（6 号機）を設置し、平成 23 年 12 月 28 日に発電開始、平成 24 年 1 月 31 日に運用を開始いたしました。

本書は、本設備の設置にあたって、環境への配慮事項をまとめた「新潟火力発電所敷地内に設置する緊急設置電源 環境影響への配慮について」（平成 23 年 8 月）に基づき実施した発電開始後の環境監視の結果をまとめたものです。

なお、6 号機については平成 25 年度以降、需給状況による稼働実績がないことから、平成 27 年 3 月 21 日に廃止いたしました。

このため、本とりまとめをもって報告を終了いたします。



6 号機発電設備の全景

2. 環境保全措置の内容

「新潟火力発電所敷地内に設置する緊急設置電源 環境影響への配慮について」に基づき、環境保全措置を以下のとおり講じた。

(1) 大気環境への配慮

- ・燃料に天然ガスを使用することにより、ばいじんや硫黄酸化物排出の低減を図るとともに、低 NOx 燃焼器の採用により窒素酸化物排出の低減を図った。

(2) 騒音、振動への配慮

- ・騒音の発生源となる機器は、消音器や防音壁、防音カバー等の防音対策を講じた。
また、追加の保全措置として、騒音を更に低減するため吸音パネルを追設した。
- ・振動の発生源となる機器については、基礎を強固にした。

(3) 水環境への配慮

- ・一般排水は、既設の排水処理装置で適切に処理を行った後、海域に排出した。

(4) 景観への配慮

- ・設置する煙突等の色は、周辺の景観に配慮した。

(5) 環境監視

- ・大気質，騒音，振動，水質等を監視し，環境保全目標値を超えないよう確認しながら運転した。なお，騒音については，6号機運転による影響をより詳細に確認するため，環境監視地点(A)を1地点追加して6地点とした。

3. 環境監視計画

環境要素		監視項目	実施内容
大気環境	大気質	ばい煙	煙突に連続測定装置を設置し，窒素酸化物の排出濃度を常時監視する。 煙突において，年に1回，ばいじんの排出濃度を測定する。
		一般環境	自治体の一般環境測定局（8局）における，二酸化窒素の測定結果を収集，整理する。
	騒音・振動	騒音・振動レベル	発電所敷地境界5地点（騒音は6地点）において，発電設備の稼動時に騒音レベル及び振動レベルを6ヶ月に1回測定する。
水環境	水質	一般排水	総合排水処理装置出口において，2ヶ月に1回水素イオン濃度，化学的酸素要求量，浮遊物質及びノルマルヘキサン抽出物質含有量を測定する。
産業廃棄物			産業廃棄物の種類，発生量，処分量及び処分方法を把握する。
二酸化炭素			二酸化炭素排出量を把握する。

注：大気質の一般環境については運転開始後の大気環境監視結果報告(平成26年3月)により終了

4. 運転状況

6号機の運転実績は，以下のとおりであった。

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
運転日数 (日)	運転実績なし						
運転時間 (時間)							

注：上記以外に，ガスタービンの試験等で約0.3時間運転した。

5. 環境監視結果

10～3月に運転実績がなかったことから、ばい煙、騒音および振動は測定していない。

(1) ばい煙

項目		10月	11月	12月	1月	2月	3月	環境保全目標値
窒素酸化物	最大値 (ppm)	運転実績なし						40 以下
	平均値 (ppm)							
ばいじん (g/m ³ _N)								0

注1: 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設であり、同法に基づく届出書の値を環境保全目標値とした。

注2: 窒素酸化物およびばいじんの排出濃度は、O₂=16%換算値であり、定格で運転するのが困難な状態(起動・停止時)での測定値は除外している。

(2) 騒音

単位：dB

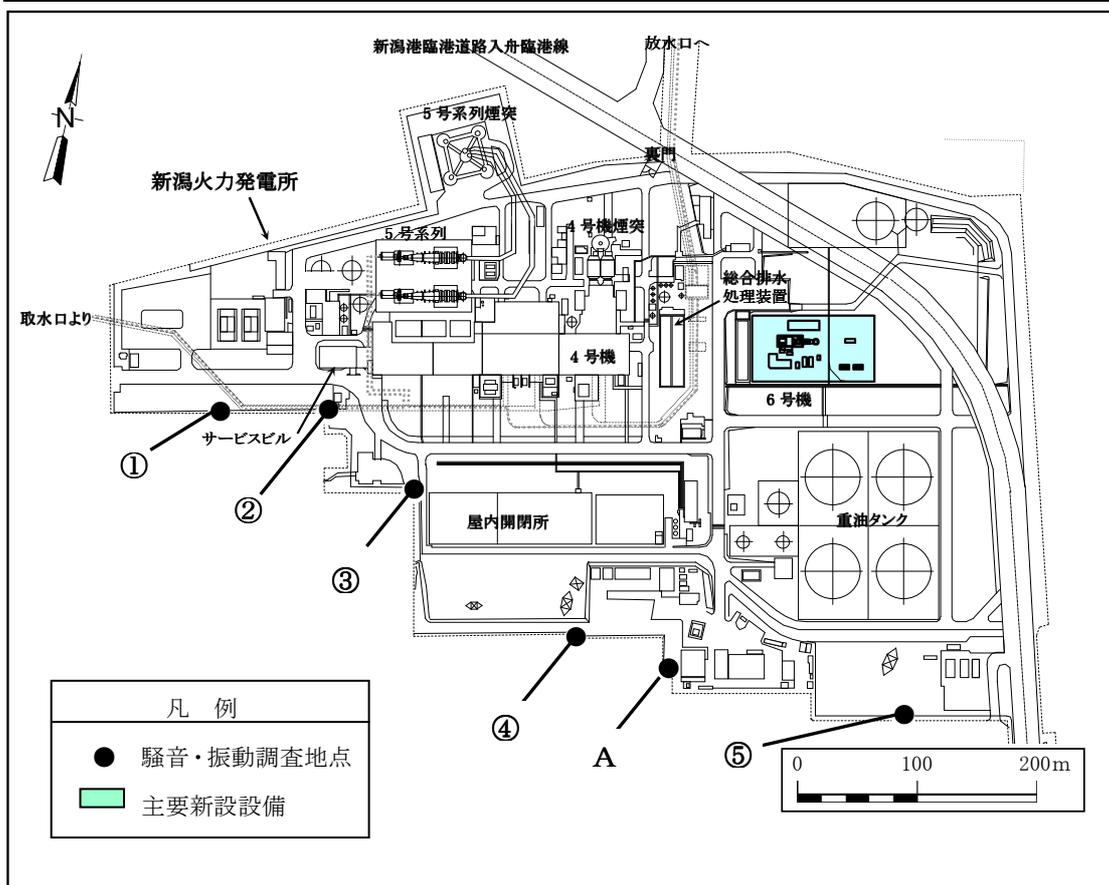
時間区分	①	②	③	④	⑤	A	環境保全目標値
朝：(6～8時)	運転実績なし						60 以下
昼間：(8～20時)							65 以下
夕：(20～22時)							60 以下
夜間：(22～6時)							50 以下

注：自治体との公害防止協定に定める値を、環境保全目標値とした。

(3) 振動

単位：dB

時間区分	①	②	③	④	⑤	環境保全目標値
昼間：(8～20時)	運転実績なし					65 以下
夜間：(20～8時)						60 以下



(4) 一般排水

一般排水の測定結果は以下のとおりであり、各項目とも環境保全目標値を満足していた。
また、環境保全措置として、既設の排水処理装置により適切に処理して海域に排出していることから、運転開始後の一般排水による水環境への影響は、実行可能な範囲内で低減されていたと評価する。

項目	10月	12月	2月	環境保全目標値
排水量 (m ³ /時)	37	54	56	60以下
水素イオン濃度	7.0	7.3	7.0	5.8～8.6
化学的酸素要求量 (mg/L)	3.8	3.0	2.1	15以下
浮遊物質 (mg/L)	<1	<1	<1	20以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1.5以下

注1：自治体との公害防止協定に定める値を、環境保全目標値とした。

注2：既設設備の排水と合わせて排水処理装置で処理しているため、排水量・水質は発電所全体で管理している。

(5) 産業廃棄物（10月～3月）

10～3月の産業廃棄物は汚泥のみであり、その発生量は8.12tであった。

発生した産業廃棄物の全量を有効利用に努めたことから、実行可能な範囲内で環境影響は低減されていたと評価する。

単位：t

種類	発生量	有効利用量	処分量	有効利用および処分方法等
汚泥	8.12	8.12	—	再生土として有効利用
合計	8.12	8.12	—	

注1：「—」は実績が無いことを示す。

注2：汚泥は、排水処理装置からの発生量であり、発電所全体の量を示す。

(6) 二酸化炭素

10～3月に運転実績がなかったことから、二酸化炭素は発生していない。